

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育総務課

番号 4

許認可等の内容		請求に対する個人情報の利用停止、不利用停止の決定
根拠法令及び条項		個人情報の保護に関する法律第101条第1項、第2項
審査基準	関係条項	個人情報の保護に関する法律第100条
	基準 (未設定の場合はその理由)	個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政期間向け） 6-3-3 利用停止・不利用停止の審査（第100条関係）
	参考事項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求があった日（請求書を受領した日）から30日以内
	設定等年月日	令和5年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--